

# 日中交流史における遣唐使

## —長安における遣唐使と留学生を中心に—

孟 晶

### はじめに

吉備真備は奈良時代の有名な人物であり、政治家でもある。本報告では吉備真備を中心に、その一生を見通しながら、遣唐使の長安での生活と帰国後の活動に注目し、研究してみたいと思う。特に、当時の国際結婚と書籍の将来を中心に考察してみよう。

先行研究である東野治之氏、森公章氏と王勇氏の論文を参考資料として、史料を探しながら、吉備真備が遣唐使として唐から日本に文化を移入したことをめぐり、または遣唐使が派遣された時代、国際結婚というロマンスの中で、吉備真備の子の伝説を借りて社会情勢・文化の交流を述べたものを参考した。

### 一. 吉備真備について

#### 1. 吉備真備の略歴（注1）

真備は下道臣という地方豪族の出身である。15歳頃大学寮に入り、式部省試の難関を突破して従八位下の位を授けられた。真備はその才学が認められて、716年、第8次遣唐使の留学生に任命され、阿倍仲麻呂、玄坊と一緒に717年に唐に向かった。吉備真備の留学は仲麻呂のように唐の正規の大学館に入学するのではなく、四門学教官である趙玄黙に個人的に師事して勉強した。しかも、経史などの正学よりも、法学・軍学・経済・暦法といった実利的な学問の方に力をそそいだ。それは日本に書籍を将来したと関係があると思う。吉備真備が微官の家柄の出身で、実用の学問・知識を帰国後役立て立身しようと考えていたことと推測される。

732年第9次遣唐使任命されて、735年広成らと共に帰国した。と同時に、唐礼130巻、暦書、音楽書、武器、楽器、測量具などを聖武天皇に献じ、正六位下に叙位され、大学助となった（注2）。

743年、さらに従四位下に昇位、東宮大夫も兼ねた。746年には朝廷から特に吉備姓を賜っている。

751年吉備真備は遣唐副使として任命され、翌年に再入唐した。再び唐に渡った真備は、青春を過ごした思い出の地で、かつての同学で今は唐の高官に登り詰めていた阿倍仲麻呂との再会を喜んだのも考えられるであろう。754年には大宰少弐に昇任した。765年には藤原仲麻呂の乱で勲二等を授けられた。

766年、称徳天皇と法王の道鏡の下で中納言となった。藤原真楯の死後に大納言となり、右大臣に昇進して、政治を執った。

770年、孝謙天皇死後、光仁天皇が即位し、真備は老齢を理由に辞職を願い出るが、光仁天皇は兼職の中衛大将のみの解任を許し、右大臣の職は残した。

771年に再び辞職を願い出し、許された。775年に死んだ。

#### 2. 業績—漢籍の輸入

『続日本紀』（注3）を見ると、

- ①『唐礼』
- ②『太衍曆経』
- ③『太衍曆立成』
- ④測影鉄尺
- ⑤銅律管
- ⑥鉄如方響写律管声
- ⑦『楽書要録』
- ⑧絃纏漆角弓
- ⑨馬上飲水漆角弓、
- ⑩露面漆四節角弓
- ⑪射甲箭
- ⑫平射箭

以上12項あるが、それぞれは、①は儀礼を定めたもの、②-④は暦書と天文観測具、⑤-⑦は楽器と楽書、⑧-⑫は弓である。

②-④をさらに詳しく言えば、これらは中国でいわゆる六芸のうちの、礼、楽、射の三部門に対応することとなる。⑥は楽器調律の基本となる装置である。

さらに、詳しくは『日本国見在書目録』（注4）に記されている。

その他、今回提出していないものが、『冊府元龜』の外臣部に記載されている。

以上のことから、吉備真備は二度も唐に派遣されて、唐の文化を日本に導入する大きな役割を与えられ、そして朝廷に重宝されたことが分かると思う。

### 二. 結婚

#### (1) 遣唐使の結婚

##### 阿倍仲麻呂について

多くの人は、王維の送別詩序の「必齊之姜、不帰娶於高国（結婚相手は必ずや大国の公主にして、帰って諸侯国の娘を娶らず）」を結婚の証拠と見るが、さらに『続日本紀』の内容からも阿倍仲麻呂は結婚していたのではないかと考えられると思う（注5）。そして、『唐令拾遺補』、『唐会要』を見ると、当時は唐の人と外国人の結婚禁止令が存在していた（注6）。しかし、ご存知のように、阿倍仲麻呂は官吏を養成する太学に進学、科挙試験を突破し、皇帝玄宗の側近となり、宮中の図書などをつかさどる秘書監や南方を治める安南節度使にまで昇りつめた。さらに『旧唐書』によると、当時の禁止令に当てはまら

なかった（注7）。

## (2) 吉備真備の結婚

吉備真備の留学生活は17年間に及んだ。17年間も唐土に生活すれば、言葉も不自由しなくなり、違和感なく現地の人々と交わり、親しい人間関係を結ぶことができたはずで、真備に男女の交際がなかったとは考えにくい。子供も当然いたであろうと王勇氏は考えている。

魚養については、『本朝能書伝』（注8）には真備の子と見えるが、そのほかにははっきりとした記載は一切なかった。

以上のことから、私は、当時に唐日の結婚はどうなっているかについて興味をもち、次の内容を調べてみた。

## (3) 当時の結婚結婚現状

### A 中国

当時の中国では、決まった法律が存在しているが、縛られるのはほぼ庶民であり、貴族や権力者には適用されないようである。しかも、別の結婚形態も存在している。

中国古代の蓄妾制度は古代中国の古い制度で、母系氏族が消失した日から始まって徐々に発展した。

中国式の「蓄妾制」は人間性がなく残酷な制度だと言える。中国古代は「一夫多妻制」だったがと言うが、厳格に言う時これは「一夫一婦多妾制」と言わなければならないと思う。

最初、妻は出身家庭が「妾」より高く、「妾」は普通卑賤な家庭出身や戦利品であった。妾の身分が定められた唐朝や宋朝時に至っては、社会が認める固定された規律になってしまった。

中国古代では、根本的に男女、特に他の階級間の自由恋愛を阻むために法律条例には妾と妻の区別が厳格に規定されていた。もし男女が私通して密かに逃げる場合、女側は妻になる資格がなくなり、双方の家族で皆この女を妾として扱うようになる。つまり、蓄妾制度は「男尊女卑」の証拠になるのである。

### B 日本

平安や奈良時代の結婚研究では、「妻問婚」という結婚状態が多かったと主張される。詳しく言うと、日本では母親の権力が強く、普通、子は母親の一族に養育され、財産は娘が相続することが多かった。

つまり、男子の地位や経済力は実家ではなく妻に準じる。男性の家には幾つかに仕切られていて、女性達は共同の広間と自室を持っていて、夫は夜間にその部屋に通う。一人の女性に複数の男性が通うこ

とも多く、その結果、女性が妊娠した場合は、遺伝上の父親ではなく一族の長である女性が認めた男性が女性の夫、子供の社会的な父となる。子は母親の一族に組み入れられ、妻の実家で養育される。社会的な父には扶養の義務があり、畑仕事などで一家を養う。

離婚制度もきちんとしていない。当時の離婚は判断も簡単で、三ヶ月間にもし男性が女性のところに通わなかったら、離婚として判断されるようである。

## おわりに

吉備真備の業績からは、遣唐使として書籍の輸入することで唐の文化を日本にもたらし、政界で活躍したことがわかる。そして、当時の日本側の結婚は明確ではなく、とても曖昧な存在であったことが分かった。当時の日本は、女性が支配権を持ち、結婚というのは母系の意識の反映であり、実際の意味は存在していない。それと比べて、唐側は結婚に関しては比較的完備されていたと考えられる。結婚というのは、父系支配権の反映であり、父、夫、息子を優遇する制度であったと言えるだろう。

## 注

1. 『続日本紀』宝龜二年八月癸亥条
2. 『続日本紀』宝龜六年十月壬戌条
3. 『続日本紀』天平七年四月辛亥条
4. 『日本国見在書目録』正史
5. 『続日本紀』宝龜十年五月丙寅条
6. 『唐令拾遺補』第三部 戸令、  
『唐会要』卷一百 雜録 2134 頁
7. 『旧唐書』卷一百九十九上
8. 『本朝能書伝』上巻 魚養（岩波文庫）

## 参考文献

- 高木博『万葉の遣唐使船—遣唐使とその混血児たち—』（1984年、教育出版センター）
- 王勇『唐から見た遣唐使』（1998年、講談社）
- 佐伯有清『最後の遣唐使』（1976年、講談社）
- 東野治之「遣唐使の文化的役割」（同『遣唐使と正倉院』所収、1992年、岩波書店）
- 森公章「遣唐使と唐文化の移入」（同『遣唐使と古代日本の対外政策』所収、2008年、吉川弘文館）